

スマホ障害者手帳アプリ 「ミライロID」の導入について

2021(令和3)年5月15日より、障害者手帳の代替手段として、スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示により、特定割引運賃でのご利用が可能になります。

■「ミライロID」でのご利用の対象となる障害者手帳

- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

※どちらの障害者手帳も、「マイナンバーカードと連携済であること」が、必須条件です。

※療育手帳の代替えとして「ミライロID」をご利用いただくことはできません。

■その他のご利用条件

スマートフォン等の故障や電池切れ、その他不測の事態に備え、ご利用の際は必ず「障害者手帳の原本」を携帯ください。



■ミライロIDの詳細は、
こちらをご覧ください。

<https://mirairo-id.jp/>